

## 「消費者庁ができたらどうなったの？～本当に消費者の声は届くのかしら」

講師：池本誠司弁護士(埼玉消費者被害をなくす会理事長、消費者庁参与)

今回は表題の「どうなったの？声は届くのかしら」という受け身の姿勢からではなく、みなさんに消費者としてお願いしたいことがたくさんあるので、「地方消費者行政の強化と消費者市民社会」という内容でお話します。

昨年9月に消費者庁、消費者委員会が設置されました。消費者庁の主な取組は消費者事故情報を一元的に集約し、分析して公表、関係省庁に対応を要請することです。

今後の課題として国全体の「消費者基本計画」の策定と推進があります。そこで各消費者団体・消費者のみなさんに以下の取組みをお願いします。

### ●「パブリックコメント」に応え、地元自治体に働きかけよう！

国の「消費者基本計画」へのパブリックコメントに、1つでも2つでもいいので意見を出してください。皆さんが意思表示することが大切です。

また地方消費者行政の拡充・強化としての「地方消費者行政活性化基金」は、従来の財源の7割増しになりますが、3年間という限定があるため十分に活用されていません。消費者庁からも利用方法などを提案していきますが、消費者団体の皆さんも地元自治体に対し基金を活用して消費者行政の強化を求めるなどの働きかけをお願いします。

### ●消費者に相談窓口の存在を知らせ、積極的な利用を呼びかけよう！

1月12日から全国でスタートした「消費者ホットライン」は、個人の消費者被害の相談窓口として、どこに相談するか分からない消費者に対し国が消費生活センターを広報する共通の電話番号ですが、各地方自治体は引き続き独自の消費生活センターの電話番号を広報し、多くの消費者に相談窓口の存在を知らせる努力をしてもらいたい。そして消費者団体は地元の消費者に地域の消費生活センターの積極的な利用を是非呼びかけてください。

### ●「消費者行政推進本部の設置」を要請し「行政強化プラン」の策定を

地元自治体に対しては、県内の消費者行政を一体的に推進するための組織横断的な「消費者行政推進本部」の設置を要請してください。消費者庁が取りまとめた「地方消費者行政強化プラン」にある各地の地方自治体の先駆的な取組み事例を参考に、消費者団体の目から見ての具体的な取組み事項を要請してください。

### ●参加し行動するタイプの「消費者教育」を行政との協働で実現しましょう！

地方自治体には活性化基金を呼び水として、消費者行政の活性化を期待したい。「消費者市民社会の実現」には消費者教育が重要です。今までのような届けるタイプの教育ではなく、参加し・行動するタイプの消費者教育が必要と考えます。まず地域の消費者団体の育成支援をし、そこから地域の消費者へ広めることによって消費者と行政の協働による安心・安全に生活できる社会のルールを作ることができると考えます。